

愛媛県立宇和島水産高等学校水産実習船の製造

入札説明書

○入札説明書

本文

様式1 競争入札参加資格審査申請書

様式1-1 建造能力に関する調書

様式1-2 船舶建造主要技術者調書

様式1-3 船舶の建造状況及び船台等使用計画

様式1-4 船舶建造実績調書

様式2 質問書

様式3 技術提案提出書

様式4 入札書

様式5 委任状

様式6 見積書

○添付図書

別紙 建造仕様書、特記仕様書、建造設計書及び一般配置図

別添1 技術提案書作成要領

別添2 愛媛県立宇和島水産高等学校水産実習船建造事業者選定に係る評価基準

別添3 船舶製造請負契約書案

入 札 説 明 書

この入札説明書は、平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）、愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号。以下「特例規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加資格者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

別記中1のとおり。

2 仕様書に関する事項

仕様書等の交付方法は、別記中2のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている事業者で、次の事項に該当すると認められたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札停止の期間中にない者であること。
- (4) 対象船舶を建造するために必要な船台等を現に有している者であること。
- (5) 以下のいずれの実績も有する者であること。
 - ア 国際航海に従事する船舶を建造した実績
 - イ 国又は地方公共団体の船舶を建造した実績

4 競争入札参加資格審査に関する事項

- (1) 入札参加者又はその代理人は、競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「資格審査申請書」という。）及び添付様式を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、知事から開札日の前日までに、業務に係る技術要求、適合性の説明及び必要な解説資料を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 資格審査申請書の受付期間は、別記中3の(1)のとおり。
- (3) 資格審査申請書の受付場所は、別記中3の(2)のとおり。
- (4) 資格審査申請書の提出方法は、別記中3の(3)のとおり。
- (5) 入札参加資格の確認の結果は、資格審査申請書を提出した者に対して、競争入札参加資格審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。）により通知する。
- (6) 入札参加者又はその代理人から提出された資格審査申請書等は、返却しない。
- (7) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、知事に対して説明を求めることができる。

5 質問書に関する事項

- (1) 入札参加者又はその代理人は、質問書（様式2）により質問を行うことができる。
- (2) 質問書の提出期間は、別記中4の(1)のとおり。
- (3) 質問書の提出場所は、別記中4の(2)のとおり。
- (4) 質問書の提出方法は、別記中4の(3)のとおり。
- (5) 回答の対象となる質問は、資格審査申請書の提出があった者からの質問とする。

- (6) 質問については、資格審査申請書の提出があった全ての者に、資格審査申請書又は質問書に記載された連絡先に電子メール又はFAXで適宜通知する。
- (7) 質問回答の内容は、本説明書の追加又は修正とみなす。

6 技術提案書に関する事項

(1) 作成及び提出に関する事項

- ア 入札参加者又はその代理人は、技術提案書作成要領（別添1）に基づく技術提案書を作成し、技術提案提出書（様式3）に添えて提出しなければならない。
- イ 技術提案提出書の提出期間は、別記中5の(1)のとおり。
- ウ 技術提案提出書の提出場所は、別記中5の(2)のとおり。
- エ 技術提案提出書の提出方法は、別記中5の(3)のとおり。
- オ 技術提案提出書は、正本（1部、記名押印）及び副本（10部、記名のみ）とし、左肩1点を綴じること。

様式は技術提案書作成要領の様式のとおりとする。Word形式により、文字サイズ（10ポイント）や行間（固定値14ポイント）、ページ余白（上下、左右とも30mm）などの様式の設定を変更することなく作成、提出すること。また、図表を含めA4判で4ページまでとすること。これに反して4ページを超える提出があった場合は、4ページまでを評価し、5ページ以降は評価しない。日本語で表記すること。

- カ 入札参加者又はその代理人は、2つ以上の提案を行うことはできない。
- キ 書類の提出後、その変更、差替え、再提出又は撤回をすることは認めない。ただし、知事が提案内容の明瞭化等に係る作業を行うことを妨げるものではない。
- ク 入札参加資格を認められなかった者が提出した提案書は、無効とする。

(2) 評価に関する事項

ア 提案内容の評価方法

愛媛県立宇和島水産高等学校水産実習船建造事業者選定に係る評価基準（別添2）に基づき、愛媛県立宇和島水産高等学校水産実習船建造事業者選定審査委員会において評価を行う。

イ 評価の視点及び配点

愛媛県立宇和島水産高等学校水産実習船建造事業者選定に係る評価基準の4及び6のとおり。

7 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、別紙（建造仕様書、特記仕様書、建造設計書及び一般配置図）及び船舶建造請負契約書案（別添3）、協定、特例政令、会計規則、特例規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、知事があらかじめ用意した入札書（様式4）を使用することができる。

ア 件名

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の受領期限は、別記中6の(1)のとおり。
- (5) 入札書の提出場所は、別記中6の(2)のとおり。
- (6) 入札書の提出方法は、別記中6の(4)のとおり。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ、消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

- (8) 入札参加者の代理人は、委任状（様式5）に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (9) 入札書は、直接提出する場合には、封入の上、提出すること。郵送等（一般書留郵便若しくは簡易書留郵便又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮に氏名を朱書し、外封筒の封皮には「5月20日開札〔愛媛県立宇和島水産高等学校水産実習船の製造〕の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を提出しなければならない。
- (13) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。この場合において入札執行者は入札参加者の損害に対する責を負わないものとする。
- (14) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (15) 入札公告等により資格審査申請書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札者の決定の対象とはしない。
- (16) 開札の日時及び場所は、別記中6の(3)のとおり。
- (17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (18) 開札を行う会場（以下「入札会場」という。）には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(11)の立会職員を除き、他の者は入場できない。
- (19) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後は入札会場に入場できない。また、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退した場合及び特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、入札会場から退出することができない。
- (20) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に審査結果通知書又はその写しを提示することとし、代理人にあっては入札権限に関する委任状（様式5）を提出しなければならない。
- (21) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。
ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために連合をした者
- (22) 入札参加者又はその代理人は、本件業務に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (23) 開札においては、最低入札金額の公表を行うとともに、入札金額が予定価格の制限の範囲内であるかの確認を行い、予定価格の制限の範囲内の入札書を提出した者を公表する。予定価格の制限の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の審査の対象となる。
- (24) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。

(25) 再度の入札をするもさらに落札者がいないときは、入札辞退者を除く希望者から、原則として2回を限度として、見積書（様式6）を徴する。

なお、見積書を提出した者は、(24)の規定に関わらず、その後の審査の対象となる。

(26) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、当初の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、再度の入札以降の入札及び見積合わせには参加できないものとし、再度の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、見積合わせには参加できないものとする。

8 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 入札参加者に必要な資格のない者又は代理権限がない者の提出した入札書
- (2) 入札参加者又はその代理人の提出した2以上の入札書
- (3) 件名又は入札金額のない入札書
- (4) 本人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札に参加する者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 業務等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (9) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (10) 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (11) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札書
- (12) その他、会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金については、会計規則第135条及び第136条の規定により入札見積金額の100分の5以上の額を納付するものとする。ただし、会計規則第137条各号に該当する者については、免除することがある。

(2) 契約保証金

契約保証金については、会計規則第152条及び第153条の規定により契約金額の10分の1以上の額を納付するものとする。ただし、会計規則第154条各号に該当するときは、免除することがある。

10 総合評価の方法

総合評価値は、愛媛県立宇和島水産高等学校水産実習船建造事業者選定に係る評価基準（別添2）に基づき、次の式により算定する。

総合評価値＝技術提案内容の評価点（100点満点）＋入札による価格点（100点満点）

11 落札者の決定

- (1) 総合評価値が最も高い者を落札者とする。
- (2) 総合評価の結果、最も高い応募者が2者以上あるときには、技術提案書の評価点が高い者を上位とし、さらに同点の場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 入札金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、入札金額は、

消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。

- (4) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名等を、落札者とされなかった入札参加者に通知するものとする。

なお、審査内容については公表しない。また、評価結果に関する問合せ、異議申立て等は一切受け付けない。

12 契約に関する事項

- (1) 知事は、落札者を契約の相手方とし、本件業務の契約を締結する。ただし、失格その他の理由により、落札者を契約の相手方とすることが不可能となった場合には、総合評価値の高い者から順に落札者とすることがある。
- (2) 契約の相手方と決定した者は、契約の相手方として決定した日から5日以内に契約書を取り交わすものとする。契約書の作成においては、まず、契約の相手方と決定した者が押印し、さらに知事が、その送付を受けて、押印するものとする。契約の相手方と決定した者が指定の期日までに契約の取り交わしをしないときは、契約の相手方の決定を取り消すことがある。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 知事及び契約の相手方と決定した者が契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (5) 契約の相手方と決定した者は、契約書の作成に当たり、契約書に記載すべき事項に関して必要な説明を契約事務担当者に行うものとする。

13 契約条項

船舶建造請負契約書案及び添付書類のとおり。

14 入札参加者に求められる義務

- (1) 令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有しない者は、製造の請負等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「製造の請負等申請書」という。）を知事に提出し、入札書を提出するまでに、資格を取得するとともに、「特定調達参加希望」の登録を受けること。

製造の請負等申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 089-941-2111 内線2156

- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件業務の入札又は契約に関して要した費用については、全て当該者が、負担するものとする。

別 記

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県立宇和島水産高等学校水産実習船の製造
- (2) 調達物品名及び数量
愛媛県立宇和島水産高等学校水産実習船 一式
- (3) 調達物品の仕様等
建造仕様書、特記仕様書、建造設計書及び一般配置図による。
- (4) 業務期間
契約締結の日から令和9年10月29日まで
- (5) 入札金額見積限度額（予定価格については、別途決定する。）
3,531,469,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 仕様書等（建造仕様書、特記仕様書、建造設計書及び一般配置図）の交付方法

令和7年3月21日（金）から4月4日（金）までの間にインターネットの愛媛県ホームページの入札発注情報（<https://www.pref.ehime.jp/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

- (1) 交付期間
令和7年3月21日（金）から4月4日（金）までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）
- (2) 交付場所
愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ
〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089) 912-2951
F A X (089) 912-2949
E-mail koukoukyouik@pref.ehime.lg.jp

3 資格審査申請書の提出場所等

- (1) 受付期間
令和7年3月21日（金）から4月4日（金）までの執務時間中
- (2) 受付場所
2 ②に掲げる場所
- (3) 提出方法
持参又は郵送の方法により提出すること。

4 質問書の提出場所等

- (1) 提出期間
令和7年3月21日（金）から3月28日（金）までの執務時間中
（郵送等、電子メール、F A Xの場合は、令和7年3月28日（金）午後5時15分必着とする。）
- (2) 提出場所
2 ②に掲げる場所
- (3) 提出方法
持参、郵送等、電子メール又はF A Xで提出すること。（着信について、電話により確認すること。）

5 技術提案提出書等の提出場所等

- (1) 提出期間
令和7年3月21日（金）から4月30日（水）までの執務時間中
（郵送等の場合は、令和7年4月30日（水）午後5時15分必着とする。）
- (2) 提出場所
2 (2)に掲げる場所
- (3) 提出方法
持参又は郵送等により提出すること。

6 入札書の提出場所等

- (1) 受領期限
令和7年5月20日（火）午前9時59分までの執務時間中
（郵送等の場合は、令和7年5月19日（月）午後5時15分必着とする。）
- (2) 提出場所
2 (2)に掲げる場所
- (3) 開札の日時及び場所
令和7年5月20日（火）午前10時00分
愛媛県庁第一別館10階教育委員室
- (4) 提出方法
持参又は郵送等により提出すること。
- (5) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行なうものとし、入札参加者又はその代理人
が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行なうものとする。